



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

やさしい

Q & A

税金教室

【平成30年度版】

〈平成30年6月1日現在の法令による〉



日本税理士会連合会

税理士はあなたの頼れるパートナー

税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

この冊子は、私たちの身近な税金の問題や、ぜひ知っていただきたい税金の知識をわかりやすくまとめたものです。税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、
いつでも気軽に税理士にご相談ください。
税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。

日本税理士会連合会



あなたの暮らしのそばにいる
税理士会

税理士は、あなたの頼れるパートナー。

税理士は税務に関する唯一の専門家。
多くの中小企業や個人事業主の税務を支えるだけでなく、
相続教室など、さまざまな社会貢献も行っているんです。
公平で豊かな暮らしのために頑張っている。
税理士って頼もしい存在ですね。

日本税理士会連合会 | <http://www.nichizeiren.or.jp> 総機室 東京
〒114-0032 東京都品川区大崎1-14-2 TEL:03-5425-9911 (代番) / FAX:03-5425-9911

税理士制度

税理士制度は、税理士が納税者に対し、正しい申告と納税ができるよう支援することによって申告納税制度がより円滑に運営されることを期待して設けられたものです。

税理士は、税の専門家として、納税者の依頼を受け、税金に関する相談や申告書の作成などの仕事を行っています。現在、全国で約7万7,000人の税理士がいます。

税理士をもっと身近に

税理士は身近な税の専門家です。税金に関することはどんなことでも、気軽に税理士にご相談ください。

こんなときは税理士にご相談ください

- 事業を始めたい、会社を設立したい……
- 個人事業を法人にしたいが……
- 帳簿のつけ方がわからない……
- 消費税の納税義務があるかどうかわからない……
- 株式を売却して損が出たが……
- マイホームを手に入れた、不動産を買い換えたい……
- 災害によりマイホームや家財に損害が出たが……
- 子どもに住宅資金を出してやりたいが……
- 孫に教育資金を出してやりたいが……
- そろそろ相続税対策を検討しなければ……
- 親族が亡くなったが相続税はどうなるのだろうか……
- 離婚で財産分与をするのだが……

“秘密は守られます”

税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます(税理士法第38条)。安心してご相談ください。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき相談に応じます。

■ 税務書類の作成

確定申告書等、税務署などに提出する書類をあなたに代わって作成します。

■ 税務代理

確定申告、各種申請・届出、税務調査の立会い、e-Taxの代理送信などを行います。

■ 会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を行います。

■ 経営コンサルタント業務

経営分析、事業計画の作成、資金繰り相談等、経営に関する相談対応を行います。

税金のいろいろ

私たちの日常生活は税金と切り離すことはできません。
税金にもいろいろあり、国に納める税金、都道府県に納める税金、
市区町村に納める税金に区分されています。

◆ 国に納める税金

所 得 税
法 人 税
相 続 税
贈 与 税
消 費 税
酒 税

など

◆ 都道府県に納める税金

(都)道府県民税
事 業 税
不動産取得税
自 動 車 税
地 方 消 費 税
ゴルフ場利用税

など

◆ 市区町村に納める税金

市(区)町村民税
固 定 資 産 税
都 市 計 画 税
事 業 所 税
軽自動車税
入 湯 税

など

やさしい税金教室 平成30年度版 教えて！税理士さん[®]

所得税の計算

サラリーマンの税金

◆給与をもらったら？

- Q1 私はサラリーマンです。源泉徴収票の見方がわからないので、教えてください。…………… 6
- Q2 毎月の給料から、住民税が控除されています。どのように計算されているのでしょうか。…………… 6
- Q3 夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思えます。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。…………… 7
- Q4 サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。…………… 7

◆退職したら？

- Q5 年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。…………… 7
- Q6 退職金をもらいました。税金はかかりますか。確定申告は必要でしょうか。…………… 8

◆年金をもらったら？

- Q7 年金をもらいました。税金はかかりますか。確定申告は必要でしょうか。…………… 8

くらしの税金

◆結婚したら？

- Q8 今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようにになりますか。…………… 9

◆医療費を支払ったら？

- Q9 今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。…………… 10
- Q10 スイッチOTC医薬品を購入した場合に、税金が戻るセルフメディケーション税制とはどのような制度ですか。…………… 10

◆寄附をしたら？

- Q11 ふるさと納税や、日本赤十字社への寄附をしたら、税金の特典はありますか。…………… 11

◆災害にあったら？

- Q12 地震で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。…………… 11

参考 所得控除…………… 12

株式の税金

◆配当金をもらったら？

- Q13 配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。…………… 13
- Q14 配当控除とはどのようなもののでしょうか。…………… 13

◆株式を売ったら？

- Q15 株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。…………… 14
- Q16 特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。…………… 15

◆NISA（ニーサ）ってどんな制度？

- Q17 NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。…………… 15

事業の税金

◆事業を始めたら？

- Q18 個人で事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。…………… 16
- Q19 青色申告とは、どのような制度ですか。…………… 16
- Q20 3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいのでしょうか。…………… 16
- Q21 確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。…………… 17

◆消費税は納めるの？

- Q22 どのような取引に消費税がかかりますか。…………… 17
- Q23 事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりませんか。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。…………… 17
- Q24 前々年の課税売上が1,000万円を超えました。消費税はどのように計算しますか。…………… 18
- Q25 平成31年10月から消費税の税率が10%に上がり、軽減税率制度が始まると聞きました。軽減税率制度とはどのようなものですか。…………… 18

不動産の税金

◆不動産を買ったら？

- Q26 土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。…………… 19
- Q27 マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。…………… 19

◆不動産を持っていたら？

- Q28 土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。…………… 20
- Q29 土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。…………… 20

◆不動産を売ったら？

- Q30 土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。…………… 21
- Q31 相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。…………… 21
- Q32 マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。…………… 22
- Q33 夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。…………… 22
- Q34 マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになりますか。…………… 23
- Q35 マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。…………… 23

贈与の税金

◆財産をもらったら？

- Q36 父から現金の贈与を受けました。税金はどのようになりますか。…………… 24
- Q37 「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。…………… 25

◆自宅を妻に贈与したら？

- Q38 自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。…………… 25

◆子や孫に贈与したら？

- Q39 子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法はありますか。…………… 26
- Q40 息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないでしょうか。…………… 26
- Q41 孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、贈与税がかからない贈与の方法はありますか。…………… 27

◆生命保険金を受け取ったら？

- Q42 母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はかかりますか。…………… 27

◆離婚で財産分与を受けたら？

- Q43 離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。…………… 27

相続の税金

◆相続があったら？

- Q44 相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。…………… 28
- Q45 遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合はどうなりますか。…………… 28

◆相続税の申告は？

- Q46 相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q47 事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q48 遺留分とはどのようなものですか。…………… 29

◆相続税の計算は？

- Q49 相続税はどのように計算されるのでしょうか。…………… 30
- Q50 相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。…………… 31
- Q51 相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。…………… 32
- Q52 土地・建物はどのように評価されますか。…………… 32

◆相続税の申告・納付までのスケジュールは？

- Q53 相続税の申告・納付までのスケジュールを教えてください。…………… 33



個々の事情により異なる場合がありますので、必ず、事前に税理士にご確認ください！

所得税の計算

◆所得税は、下記の10種類に区分して税額を計算します。

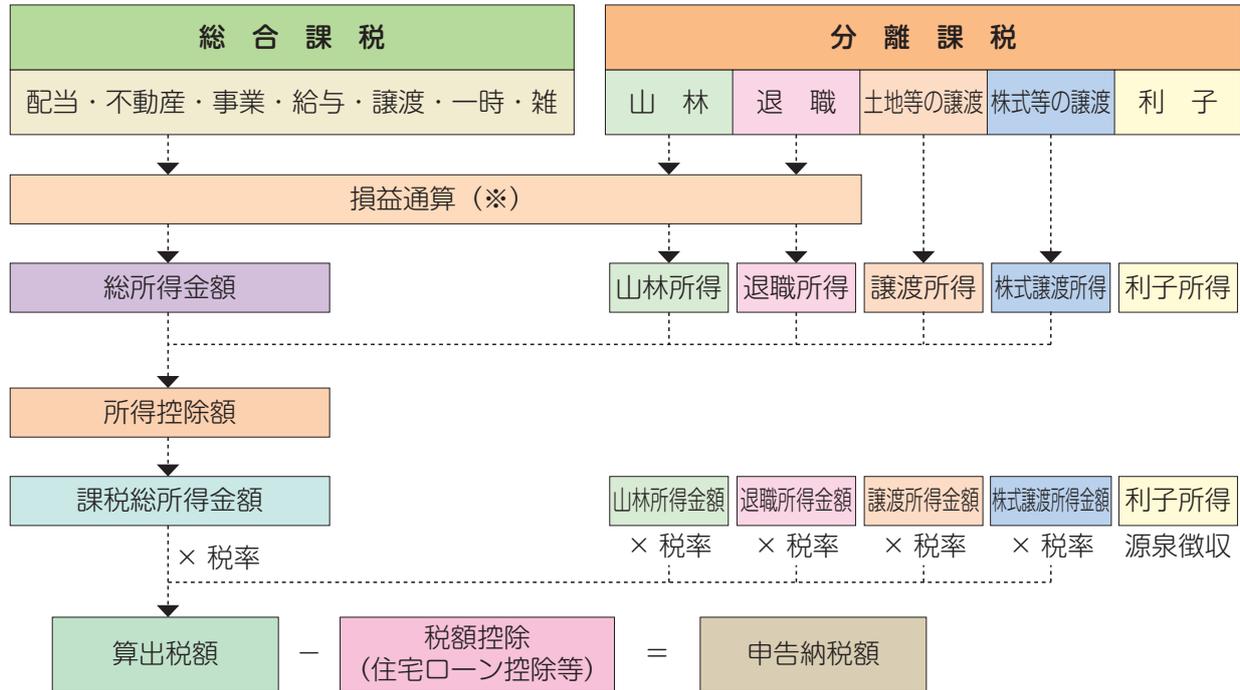


種類	内容		計算方法
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得		収入金額＝所得金額
②配当所得	株式や出資の配当などの所得		収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得		総収入金額－必要経費
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得		総収入金額－必要経費
⑤給与所得	給料・賃金・賞与などの所得		収入金額－給与所得控除額
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得		$(収入金額－退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得		総収入金額－必要経費－特別控除額 ※1
⑧譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権などを買った場合	所有期間5年以下 総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 ※1
			所有期間5年超 $(総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額) \times \frac{1}{2}$ ※1
	分離課税	土地や建物などを買った場合	所有期間5年以下 総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 ※2
		所有期間5年超 総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 ※2	
		株式などを買った場合	申告分離課税 総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得		$(総収入金額－収入を得るために支出した費用－特別控除額) \times \frac{1}{2}$ ※1
⑩雑所得	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得		総収入金額－必要経費又は公的年金等控除額

※1：特別控除額は50万円が限度です。※2：取用等、居住用財産の譲渡等の特別控除があります。

所得税の計算のしくみ

1年間のすべての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に対して、税率を適用して税額を計算します。



(※) 不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）ができます。ただし、不動産所得の一部の損失とゴルフ会員権等の譲渡損失については、損益通算はできません。

詳しくは税理士にご相談ください。

所得税の速算表

課税される所得金額 (千円未満は切捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

ひとくちメモ 復興特別所得税

平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」として、基準所得税額の2.1%が上乗せ課税されます。国民が等しく復興のための財源を負担するものです。次頁以降記載の所得税率は復興特別税を含んだ税率です。

サラリーマンの税金

◆給与をもらったら？

Q1

私はサラリーマンです。源泉徴収票の見方がわからないので、教えてください。

- 源泉徴収票の見方は下記のとおりです。
- <源泉徴収票の記載欄>
- ①支払金額…給与・賞与などの1年間の収入金額の合計額
 - ②給与所得控除後の金額…給与所得の金額
(①－給与所得控除額)
 - ③所得控除の額の合計額…社会保険料・配偶者控除等の合計 (P12参照)
 - ④源泉徴収税額…1年間に源泉徴収された所得税・復興特別所得税の額
 - ⑤摘要欄…前職がある場合には、前の会社が支払った給与等の金額、源泉税額、社会保険料等
または、扶養親族等が5人以上いる場合の5人目以降の氏名等

ひとくちメモ

給与所得控除額とは、サラリーマンの必要経費の概算金額として、その収入金額に応じて、所得税法で定められた金額のことです。

平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都品川区大崎 1-11-8		受給者番号	
氏名 オオサキ タロウ 大崎 太郎		役職名	
種別	支払(1)の額	給与所得(2)の金額	所得控除(3)の合計額
給与・賞与	4,797,000	3,296,800	2,187,170
源泉(4)税額			56,500
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	控除対象扶養親族の数(本人を除く)
有	0	1	1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
747,290	85,580	14,300	
⑤ 前職分(支払金額 420,000 円、税額 9,840 円、社会保険料 61,134 円)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	合算税額控除の金額
247,416	82,320	113,352	
新生命保険料の金額の内訳	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除の金額
控除対象扶養親族	氏名	区分	氏名
1	大崎 ××	区分	大崎 △△
2		区分	大崎 □□
3		区分	
4		区分	
未成年者	外国人	死亡	障害
0	0	0	0
中途退社・退職	受給者生年月日	受給者生年月日	
0 30 3 1	0 44 1 1		
支払	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区	
氏名又は名称		株式会社○○○	

Q2

毎月の給料から、住民税が控除されています。どのように計算されているのでしょうか。

サラリーマンの住民税については、前年の所得に対して計算した年間の住民税を12等分し、毎年6月から翌年5月にかけて給料から控除される特別徴収制度がとられています。

一般的に住民税とは、道府県民税と市町村民税を合わせたものであり、1月1日現在の住所地において課税されます。住民税は、前年の所得に比例して課税される所得割(標準税率10%)と、一律の金額で課税される均等割の合計です(均等割については、一定の要件を満たす人には課税されません)。

Q3

夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思います。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。

パート収入は、給与所得となり、収入が103万円以下で他の所得がない場合には、所得税はかかりません。また、住民税（所得割）（Q2参照）がかからないのは、給与収入が98万円（東京都・大阪府等は100万円）以下で、他の所得がない場合ですが、市区町村によっては住民税（均等割）がかかることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

さらに、妻の給与収入が約201万6,000円未満で一定の要件を満たす場合、夫は、配偶者控除又は配偶者特別控除のいずれかを受けることができます（Q8参照）。また、あなたがサラリーマンの妻で職場の社会保険に未加入であり年収130万円未満ならば、一般的に社会保険でも健康保険においては夫の扶養家族に、厚生年金においては第三号被保険者に該当する可能性があります。

Q4

サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。

次に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ・給与の年間収入の合計額が2,000万円を超える人
- ・給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2カ所以上から給与をもらっている人 など

次に当てはまる人は、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない人（Q5参照）
- ・一定額の医療費を支払った人（Q9、10参照）
- ・借入金で住宅を新築、増改築、購入した人（Q27参照）
- ・災害、盗難、横領の被害に遭った人（Q12参照）
- ・特定の寄附をした人（Q11参照）
- ・一定の特定支出のある人 など

* Q1の源泉徴収票④の金額が0円の場合は還付はありません。



ひとくちメモ 特定支出とは

通勤費、転居費用、研修費、一定の資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費、勤務必要経費などのうち、一定の要件を満たすものをいいます。これらについては「給与所得者の特定支出控除」という制度により、確定申告をすれば税金が還付されることがあります。詳しくは税理士にご相談ください。

◆退職したら？

Q5

年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。

サラリーマンが毎月の給与や賞与を受け取るときには所得税が源泉徴収され、1年間に徴収された所得税は、年末調整を通じて精算されます。しかし、年の途中で退職した場合は年末調整が行われないため、確定申告を行うと所得税が還付されることがあります。

確定申告の期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。源泉徴収票、退職後の社会保険料、生命保険料控除等を受けるための証明書などの準備が必要です。なお、還付申告の人は、翌年1月1日から早期提出ができます。また、過去5年以内のものであれば、遡って申告書を提出することができます。

退職した年に再就職し年末まで勤務している場合には、再就職先に前勤務先から交付を受けた源泉徴収票を提出すれば、年末調整を受けることができます。

Q6

退職金をもらいました。税金はかかりますか。確定申告は必要でしょうか。

勤務先を退職する際に受け取る退職金（小規模共済の共済金を含む）は、退職所得として税金がかかります。

(1) 確定申告

- ①退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収され、確定申告は不要です。
- ②この申告書を提出しなかった場合には、確定申告が必要です。



(2) 退職所得の計算

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + {70万円×(勤続年数-20年)}

- * 勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。
- * 障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

★ 退職所得の計算例 ★

勤続年数 30年
退職金 2,000万円 } の場合

$$\{2,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

◆ 年金をもらったら？

Q7

年金をもらいました。税金はかかりますか。確定申告は必要でしょうか。

公的年金等、生命保険又は損害保険契約等に基づく年金などは、雑所得として税金がかかります。また、一定の金額を超えると源泉徴収されます。公的年金等とは、国民年金、厚生年金、適格退職年金などです。

(1) 確定申告

- ①公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。
- ②①以外の場合や税金の還付を受ける場合は確定申告が必要です。



(2) 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等の雑所得の金額は、年齢と年金収入金額に応じて、下記の表に従って計算します。

年齢 65歳未満	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額	年齢 65歳以上	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額
	130万円未満	A - 70万円		330万円未満	A - 120万円
	130万円以上 410万円未満	A × 0.75 - 37.5万円		330万円以上 410万円未満	A × 0.75 - 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A × 0.85 - 78.5万円		410万円以上 770万円未満	A × 0.85 - 78.5万円
	770万円以上	A × 0.95 - 155.5万円		770万円以上	A × 0.95 - 155.5万円

* 年齢の判定は、その年12月31日現在（死亡したときは、死亡時）で行います。

(3) 公的年金等以外の年金の雑所得の金額

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費 (払込保険料など)}$$

くらしの税金

◆結婚したら？

Q8

今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようになりますか。

扶養している配偶者や親族がいる場合で、その親族が下記の要件に当てはまるときは、それぞれ次の控除を受けることができます。

①配偶者控除

- ・合計所得金額が38万円（給与収入の場合103万円）以下であること
- ・他の人の扶養になっていないこと
- ・事業専従者給与等を受けていないこと
- ・控除を受ける本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が逡減していきます、1,000万円を超えた場合、適用がなくなります。



②配偶者特別控除

- ・合計所得金額が38万円超123万円（給与収入の場合201万6,000円）未満であること
 - ・事業専従者給与等を受けていないこと
 - ・控除を受ける本人の合計所得金額が、900万円を超えると、控除額が逡減していきます。
- * 配偶者控除と配偶者特別控除をあわせて受けることはできません。

〈平成30年分から適用される配偶者控除額・配偶者特別控除額〉

		納税者本人の合計所得金額（下段は給与収入のみの場合）					
		900万円以下 (1,120万円以下)	950万円以下 (1,170万円以下)	1,000万円以下 (1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)		
配偶者の給与収入	配偶者控除	103万円以下	38万円	26万円	13万円	—	
		老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	—	
	配偶者特別控除		150万円以下	38万円	26万円	13万円	—
			155万円以下	36万円	24万円	12万円	—
			160万円以下	31万円	21万円	11万円	—
			166万8,000円未満	26万円	18万円	9万円	—
			175万2,000円未満	21万円	14万円	7万円	—
			183万2,000円未満	16万円	11万円	6万円	—
			190万4,000円未満	11万円	8万円	4万円	—
			197万2,000円未満	6万円	4万円	2万円	—
	201万6,000円未満	3万円	2万円	1万円	—		
	201万6,000円以上	—	—	—	—		

* 平成31年度からの住民税については、別途控除額が変わります（P12所得控除⑫⑬住民税欄参照）。

③扶養控除

- ・合計所得金額が38万円（給与収入の場合103万円）以下であること
 - ・他の人の扶養になっていないこと
 - ・事業専従者給与等を受けていないこと
- * 扶養控除額についてはP12所得控除⑭を参照

◆医療費を支払ったら？

Q9

今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除を受けるためには、確定申告書に「医療費控除の明細書」を添付します。また、この明細書に代えて、国民健康保険・後期高齢者医療保険・社会保険から交付された「医療費通知書」、「医療費のお知らせ」を添付することもできます。



(1) 医療費控除額の計算

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または合計所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

(2) 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

種類	控除の対象となるもの (例示)	控除の対象とならないもの (例示)
診療・治療費用	<ul style="list-style-type: none"> ・医師・歯科医師に支払った診療費や治療費 ・病気が発見された場合の人間ドックの費用 ・通院費、医師の往診費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の費用・予防接種の費用 ・美容整形等の費用 ・自家用車のガソリン代
入院費用	<ul style="list-style-type: none"> ・入院費、部屋代、病院の食事代 ・差額ベッド代 (やむを得ない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の回り品の購入費 ・テレビや冷蔵庫の賃借料
あんま・マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・治療のためのあんまマッサージ指圧師、鍼灸師、柔道整復師などによる施術代 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康器具の購入代金 ・健康維持のためのマッサージ代
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・助産師による分べんの介助の費用 ・出産前後の定期検診費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティ教室の費用
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族に支払う療養上の世話の費用
医薬品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の処方による薬代金、治療のために薬局で買った薬代金 ・義手、義足、松葉杖、義歯等の代金 ・医師の発行した証明のあるおむつ代 ・喀痰吸引器およびカテーテル代 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康維持のためのサプリメント ・医師の処方の無い漢方薬 ・治療に直接必要のない眼鏡・コンタクトレンズの購入代金

Q10

スイッチOTC医薬品を購入した場合に、税金が戻るセルフメディケーション税制とはどのような制度ですか。

セルフメディケーション税制とは、健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組[※]を行っている人が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入代金を支払った場合に、次の算式で計算した金額をその年分の所得から差し引くことができる制度で、通常の医療費控除との選択適用となります（平成33年12月31日まで）。

$$\text{その年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入額} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{12,000円} = \text{控除額 (最高88,000円)}$$

※ 健康保険組合等が実施する健康診査や勤務先で実施する定期健康診断、予防接種など。ただし申告者が任意（全額自己負担）で受けた健康診査等は含まれません。控除を受けるには、受診証明書等が必要です。

◆寄附をしたら？

Q11

ふるさと納税や、日本赤十字社への寄附をしたら、税金の特典はありますか。

確定申告により次のような所得税・住民税が軽減される特典を受けることができます。

(1) 所得税の寄附金控除（所得控除）

特定寄附金を支出した場合、次の金額を所得から差し引くことができます。

特定寄附金の支払額 }
 総所得金額の40% } いずれか少ない金額-2,000円



特定寄附金とは次のような寄附金です。

- ・ 国や地方公共団体に対する寄附金
- ・ 特定公益増進法人に対する寄附金（日本赤十字社、社会福祉法人等）
- ・ 特定の政治献金 など

* 特定寄附金のうち一定のものを支出した場合には、所得金額から一定の金額を控除する所得控除と、所得税額から一定の金額を控除する税額控除のどちらかを選択することができます。

なお、控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の領収書等の添付が必要です。

(2) 住民税の寄附金控除（税額控除）

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、次の金額を住民税から控除できます。

寄附金の種類	税額控除額
住所地の都道府県共同募金 及び日本赤十字支部への寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10%
都道府県又は市区町村が 条例で指定した寄附金	基礎控除額 (寄附金額-2,000円) × 10% (どちらか一方の場合は 都道府県民税4%、市区町村民税6%)
ふるさと納税（地方自治体への寄附金）	基礎控除額+特例控除額 ↳(寄附金額-2,000円) × (90%-所得税の税率)

* 基礎控除額は所得金額の30%を限度とします。

* 特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。

* ふるさと納税において、各自治体からの返礼品については、一時所得の対象になることがあります。

◆災害にあったら？

Q12

地震で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「雑損控除」又は「災害減免法」を適用できる場合があります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領（詐欺は含まない）	災害に限る	
対象資産等	生活に通常必要な資産	損失額が住宅又は家財の1/2以上であること	
控除額の計算・所得税の軽減額	所得控除額 次のいずれか多い金額 ①（損失額-保険金等による補てん額）-所得金額の10% ②損失額のうち災害関連支出額-5万円	その年の所得金額	軽減・免除
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	1/2軽減
		750万円超 1,000万円以下	1/4軽減
繰越控除期間	3年間	なし（当年のみ）	

申告の際には、源泉徴収票・り災証明書等、一定の書類が必要となります。

詳しくは税理士にご相談ください。

参考 所得控除

種類	内容	控除額	
		所得税	住民税
① 雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は該当しない）	$(\text{損失額} - \text{所得の10\%})$ $(\text{損失額のうち災害関連支出額}) - 5\text{万円}$	
② 医療費控除(※1)	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	$1\text{年間の支払医療費} - (\text{保険金等で補てんされる金額})$ $- (10\text{万円か合計所得金額の5\%のいずれか少ない額})$ (最高200万円)	
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額（国民年金保険料等は支払証明書の添付等が必要）	
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	全額（証明書の添付等が必要）	
⑤ 生命保険料控除(※2)	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） (平成23年12月31日以前契約分は最高5万円)	最高2.8万円 (最高3.5万円)
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） (平成23年12月31日以前契約分は最高5万円)	最高2.8万円 (最高3.5万円)
	介護医療保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要）	最高2.8万円
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料（旧長期損害保険料を含む）	最高5万円（証明書の添付等が必要）	最高2.5万円
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る	特定寄附金の支払額 総所得金額等の40\%	いずれか少ない額 $- 2\text{千円}$ 税額控除（Q11参照）
⑧ 障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円
⑨ 寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	特定の寡婦 夫と死別・離婚して、かつ所得が500万円以下で子を扶養している人	35万円	30万円
⑩ 寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
⑫ 配偶者控除 (配偶者の給与収入103万円以下)	配偶者の所得が一定額以下のとき (70歳以上…昭和24.1.1以前生まれ)	一般控除対象配偶者 13万円～38万円 老人控除対象配偶者(70歳以上) 16万円～48万円	11万円～33万円 13万円～38万円
納税者本人の年収の区分ごとに一定の控除があります（Q8参照）。			
⑬ 配偶者特別控除 (配偶者の給与収入201万6,000円未満)	配偶者の所得が一定額以下のとき * 配偶者控除と配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。	1万円～38万円	1万円～33万円
配偶者および納税者本人の年収の区分ごとに一定の控除があります（Q8参照）。			
⑭ 扶養控除	親族の所得が一定額以下のとき (16歳未満…平成15.1.2以後生まれ) (19歳以上23歳未満…平成8.1.2から平成12.1.1生まれまで) (70歳以上…昭和24.1.1以前生まれ)	年少扶養親族 (16歳未満) 0円 特定扶養親族 (19歳以上23歳未満) 63万円 老人扶養親族 (70歳以上) 48万円 同居老親等 (70歳以上) 58万円 一般扶養親族 (16歳以上で上記以外) 38万円	0円 45万円 38万円 45万円 33万円
⑮ 基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

(※1) スイッチOTC医薬品の購入費用について所得控除を受けることができます（Q10参照）。
 (※2) 生命保険料控除の合計適用限度額は、所得税は12万円、住民税は7万円です。

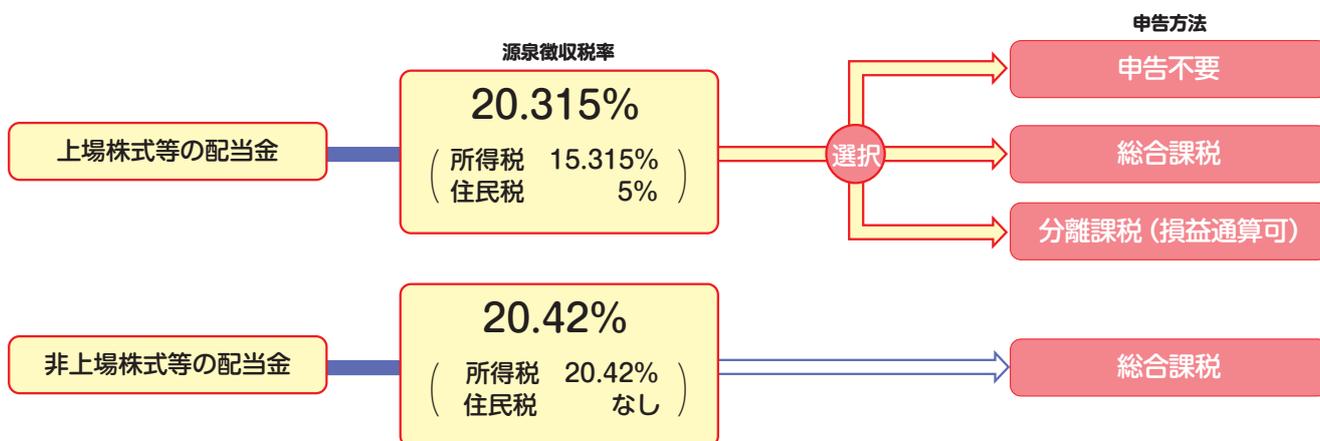
株式の税金

◆配当金をもらったら？

Q13

配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。

上場株式の配当金は一般的には確定申告は不要ですが、申告することで源泉徴収された税金が還付される場合があります。非上場株式の配当金は原則として確定申告が必要です。



*非上場株式等の配当金で、1銘柄につき年間の配当金額が10万円以下のものは、申告せずに源泉徴収だけで済ませることもできますが、住民税の申告は必要です。

*上場株式等の配当金を、「株式数比例配分方式」を利用して特定口座で受け取ると、同じ特定口座（源泉徴収あり）内の株式の譲渡損と損益通算され申告は不要です（Q16参照）。

Q14

配当控除とはどのようなものでしょうか。

配当控除とは、総合課税を選択して配当金を申告したときに、次の金額を所得税から控除できる税額控除です。

申告した配当所得金額 × 10%（課税総所得金額1,000万円超の部分は5%） = 控除額

ただし、分離課税を選択したときや、申告不要を選択したとき、また、外国の株式の配当等の場合は配当控除の適用はありません。

ひとくちメモ

所得税と住民税とで異なる申告方法（総合課税・分離課税・申告不要）を選択することができます。どの申告方法を選択するかによって、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料の額などにも影響を及ぼすおそれがあるため、注意が必要です。

詳しくは税理士にご相談ください。

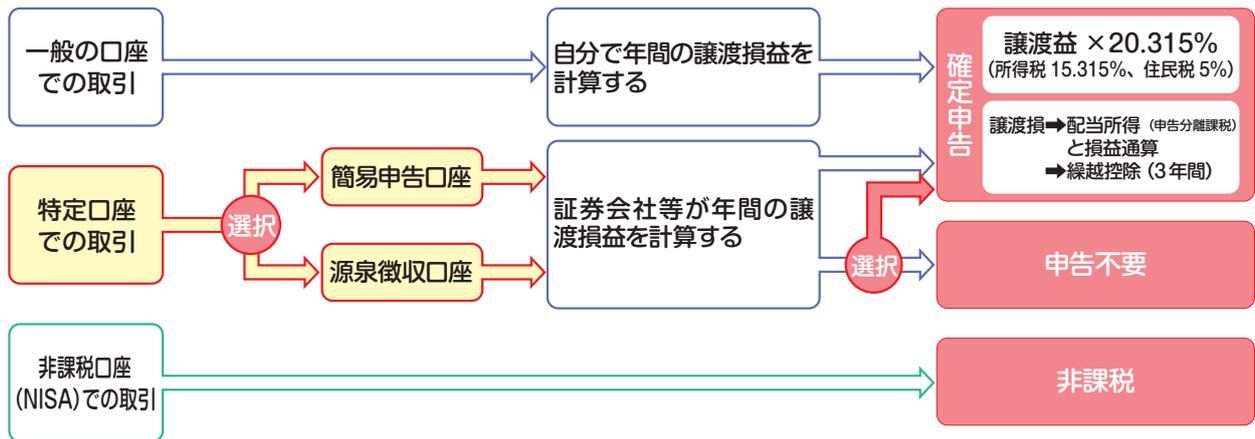
◆株式を売ったら？

Q15

株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。

株式等を売った場合は、他の所得と区分して税金を計算します（分離課税）。

(1) 上場株式等の譲渡所得の申告については次の方法から選択できます。



* 特定口座を開設する際、源泉徴収を選択すると、その口座内の株式の譲渡について証券会社を通じて税金が源泉徴収又は還付され、原則として申告は不要ですが、申告が必要となる場合もあります（Q16参照）。

(2) 株式等を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

・ 譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

(例) 銀行からの借入金により100万円の株式を買い、130万円で売った場合
銀行に払う借入金利息2万円 証券会社への手数料が3,000円とします。

$$\text{譲渡所得} = \frac{130\text{万円}}{\text{＜譲渡収入＞}} - \left(\frac{100\text{万円}}{\text{＜取得費＞}} + \frac{2\text{万円} + 3,000\text{円}}{\text{＜譲渡費用＞}} \right) = 27\text{万}7,000\text{円}$$

・ 譲渡所得に対する税率は20.315%（所得税15.315% 住民税5%）です。

* 特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡損益も、上場株式等と同様に特定口座で管理でき、譲渡損益の計算も同様です。

(3) 株式等を売って、損失が出た場合

①上場株式等を売って生じた損失は、確定申告により次の所得と損益通算できます。

- ・ その年分の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りです）
- ・ 特定公社債や公募公社債投資信託等の利子及び譲渡益

②損益通算しても控除しきれない金額は、確定申告により翌年以後3年間にわたり、株式等又は特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。

* 上場株式等の譲渡損失は、非上場株式等の譲渡益から控除することはできません。

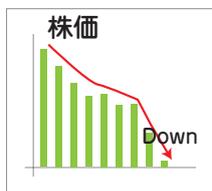
Q16

特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。

源泉徴収口座は基本的に確定申告は不要ですが、次のような場合は確定申告をする必要があります（申告するかどうかは、口座ごとに選択できます）。

- ①複数の特定口座がある場合で、いずれかの特定口座の譲渡損失分を別の特定口座の譲渡益から差し引く場合
- ②当年分、前年分、前々年分の譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越す場合
- ③前年以前の譲渡損失の繰越分を、当年分の譲渡益や配当所得から差し引く場合

株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すときは、株式等の売買取引がなく、また、配当がない場合でも、連続して確定申告書を提出しないと、その繰越控除は受けられません。



ひとくちメモ

配偶者控除や扶養控除が適用されるかどうかを判定する際の「合計所得金額」は、前年以前の譲渡損失の繰越分を差し引く前の金額をもって判定します。

所得税と住民税とで異なる申告方法を選択することができます（Q14ひとくちメモ参照）。



詳しくは税理士にご相談ください。

◆NISA（ニーサ）ってどんな制度？

Q17

NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。

NISAとジュニアNISAとは少額投資非課税制度のことで、株式や投資信託などの譲渡益や配当金等が一定額非課税となります。概要は次のとおりです。

	NISA	ジュニアNISA
対象者	口座開設年の1月1日で20歳以上の居住者	口座開設年の1月1日で20歳未満の居住者
非課税投資額※	年間120万円まで	年間80万円まで
非課税投資総額	最大600万円（120万円（平成27年以前は100万円）×5年間）	最大400万円（80万円×5年間）
非課税期間	最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用できません）	
口座開設可能期間	平成35年12月31日まで	
口座開設	1人1口座	

※未使用枠を翌年以後に繰り越すことはできません。

*配当金は、金融商品取引業者等を経由しての受け取り（株式数比例配分方式）のみ非課税の対象になります。

*毎年40万円以内の投資ならば、最長20年間運用益が非課税になる「つみたてNISA」が創設されました。しかし、NISAとの併用はできません。

ジュニアNISAは贈与税に注意が必要です

父母・祖父母が80万円までの資金を、子や孫の口座に拠出した場合、贈与税の基礎控除額110万円に達しませんので、贈与税はかかりません。ただし、他の贈与と合わせて110万円を超えると贈与税がかかります。

ひとくちメモ

NISA口座での運用益は非課税なので、確定申告は不要ですが、譲渡損が発生しても、他の株式の配当や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。



詳しくは税理士にご相談ください。

事業の税金

◆事業を始めたら？

Q18

個人で事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。

個人で事業を始めたら、開業後1か月以内に「**個人事業の開業届出書**」を提出してください。また、青色申告の承認を受けると、税務上有利な取扱いを受けることができます（Q19参照）。事業で給与の支払等がある場合は、「給与支払事務所の開設届」を提出し、給与から天引きした源泉所得税を納付します。

個人事業の所得については、翌年の2月16日から3月15日までに税務署に申告書を提出して確定申告します。なお、届出書及び申告書にはマイナンバーの記載が必要です。



Q19

青色申告とは、どのような制度ですか。

(1) 青色申告

青色申告とは、事前に税務署長の承認を受けて行う申告制度のことです。青色申告をするためには、申告をしようとする年の3月15日まで（1月16日以後に開業した場合には2か月以内）に「**所得税の青色申告承認申請書**」を税務署長に提出して承認を受ける必要があります。

(2) 青色申告の特典

青色申告することによって、以下のような特典を受けることができます。ただし、帳簿等に取引を記録し、保存しなければなりません。

- ① 正規の簿記の原則に従って取引を記録して作成した貸借対照表と損益計算書を添付し、確定申告書を期限内に提出すると65万円、それ以外の場合は10万円を所得から控除できます。
- ② 事業に専ら従事している親族に支払った給与は、届出をすることにより必要経費に算入できます。
- ③ 事業所得などが赤字となり純損失が生じた場合には、その損失額を翌年以降3年間繰り越すことができます。

ひとくちメモ

青色申告の承認を受けずに通常の白色申告を行う場合にも、帳簿等の記帳・保存が義務付けられていますので、しっかり記帳をして青色申告の特典を受けましょう。

Q20

3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいでしょうか。

確定申告は一般的に2月16日から3月15日までに行いますが、申告期限を過ぎてからでも、申告はできます。その手続を「**期限後申告**」といいます。ただし期限までに申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合があり、また法定期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。できるだけ早い申告をおすすめします。

Q21

確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。

申告内容に誤りがある場合は、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していた場合は「**更正の請求**」という手続により還付を受けることができます。更正の請求は、原則として法定申告期限から5年以内です。また、税額を少なく申告していた場合は「**修正申告**」という手続を行うこととなります。修正申告によって新たに納付することになった税額には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆消費税は納めるの？

Q22

どのような取引に消費税がかかりますか。

一定の要件を満たした取引に消費税がかかります。

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価格に含まれた消費税を負担し、販売者やサービスの提供者が申告して納税します。

(1) 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引

- ①国内における取引
- ②事業として行う取引
- ③有償で行う取引
- ④資産の譲渡・貸付けまたはサービスの提供

(2) 課税されない取引

次のような取引は消費税の性格や社会政策的な配慮から課税されません。

- ・土地の譲渡・貸付け
- ・株式・社債の譲渡
- ・貸付金や預金の利子
- ・社会保険医療
- ・一定の学校の授業料
- ・住宅家賃 など

* 輸出及び国際電話などの国際取引は免税となる場合があります。判断が難しい場合は税理士にご相談ください。

Q23

事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりませんか。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。

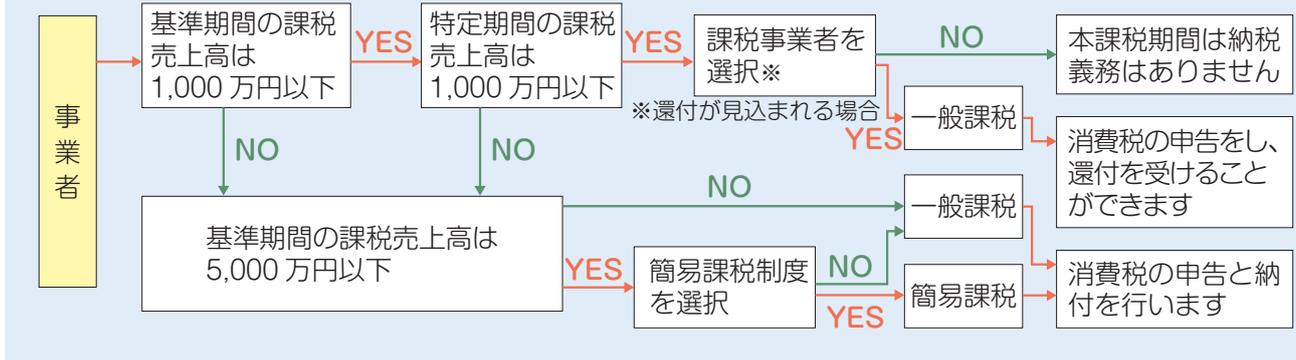
原則として、消費税の課税対象となる収入金額（**課税売上高**）が**1,000万円**を超えた場合には、その翌々年に消費税を納める義務を負います。



事業者は、その年の前々年（**基準期間**）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務を負います。前々年の課税売上高が1,000万円以下の場合には、その年の消費税を納める義務はありません。

ただし、その年の前年1月1日から6月30日までの期間（**特定期間**）の課税売上高（課税売上高に代えて給与の支払額）が1,000万円を超える場合は、消費税を納める義務を負います。

さて、あなたの場合は？



消費税は、翌年3月31日までに、確定申告書を所轄税務署へ提出し、同日までに国に納付します。消費税額が還付になる場合にも、同様に確定申告書を提出し、還付を受けます。

Q24

前々年の課税売上高が1,000万円を超えました。消費税はどのように計算しますか。

消費税の納付税額は次の方法で計算します。

(1) 一般課税

$$\text{納付税額} = \frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高} \times 8\%} - \frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高} \times 8\%}$$

(2) 簡易課税

前々年の課税売上高が5,000万円以下であれば、簡便な方法により計算することを選択できます。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高} \times 8\%} - \frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高} \times 8\% \times \text{みなし仕入率}}$$

みなし仕入率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業等	70%
④飲食店業、その他の事業	60%
⑤金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%
⑥不動産業	40%

Q25

平成31年10月から消費税の税率が10%に上がり、軽減税率制度が始まると聞きました。軽減税率制度とはどのようなものですか。

消費税の標準税率は平成31年10月1日に10%に引き上げられます。これに伴い、低所得者への配慮から、一定の品目については軽減税率8%が適用されます。

(1) 軽減税率の対象品目

- ①飲食料品（酒類を除く）
- ②新聞（原則として定期購読契約に基づくもの）

(2) 請求書や帳簿等の扱いについて

事業者は、取引を税率の異なるごとに区分して記帳し、保存することが必要となります。

ひとくちメモ

軽減税率の対象になる飲食料品には、外食やケータリング等は含まれません。

詳しくは税理士にご相談ください。

不動産の税金

◆不動産を買ったら？

Q26

土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。

不動産の取得には、次のように、いろいろな税金がかかります。

- (1) 契約をするとき → 売買契約書やローン契約書に印紙税
→ 建物代金に消費税
- (2) 登記するとき → 登録免許税
- (3) 不動産を取得した後 → 不動産取得税（新築住宅、中古住宅、住宅用地で一定の要件に該当するものは、不動産取得税の軽減を受けることができます。）
- (4) 住宅資金を親からもらったとき → 贈与税（一定の場合は特例あり P 26参照）

Q27

マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。

(1) 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

①償還期間が10年以上の借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築したときは、家屋と土地等の費用の額（補助金等を控除後、ただし、増改築の場合には100万円を超えること）についての年末借入金等残高に応じて、次の金額を所得税額から控除することができます（※1）。

居住開始年月	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～ 平成33年12月	10年間	4,000万円 5,000万円（※2）	1%	40万円 50万円（※2）

②住宅ローン控除の対象となる増改築等のうち、下記の表の区分の工事に該当する場合で（平成33年12月までに居住したものに限り）、償還期間が5年以上の住宅借入金等があり、工事費用（補助金等控除後）が50万円を超える場合には、①に代えて次の特別控除を適用することができます（※1）。

区分	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	最大控除額/年
		その他の借入限度額		
a. バリアフリー改修工事 b. 省エネ改修工事	5年間	最高 250万円 (A)	2.0%	12.5万円
c. 多世帯同居改修工事（※3）				
d. 特定の省エネ改修工事 + 耐久性向上改修工事（※4）		最高 1,000万円— (A)	1.0%	

（※1） 契約書等に8%又は10%の消費税額が明記されていない場合は、取扱いが異なります。

（※2） 「認定長期優良住宅（いわゆる200年住宅）」又は「認定低炭素住宅（認定省エネ住宅）」の場合

（※3） 多世帯同居改修工事とは、キッチン、浴室、トイレ、玄関のいずれかを増設する一定の改修工事です。

（※4） 耐久性向上改修工事とは、外壁や土台、基礎等の劣化対策や、給排水管等の維持管理や更新を容易にするための一定の改修工事です。

(2) 適用を受けるための主な要件

- 取得又は増改築等をした日から6か月以内に居住すること
- 住宅の床面積が50m²以上で取得又は増改築後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること
- 中古住宅の場合、築後20年以内（耐火建築物の場合25年以内）であること、又はその他一定の基準に適合するものであること
- その年の合計所得金額が3,000万円以下であること

- * サラリーマンは、翌年から年末調整で控除を受けることができます。
- * 住宅借入金等がなくても、認定長期優良住宅を新築した場合、住宅耐震改修工事、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事、一定の耐久性改修工事をした場合などには、原則として初年度のみ一定の税額控除を受けることができる場合があります。

申告に必要な添付書類

- 借入金の年末残高等証明書
- 家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- 売買契約書、建築工事請負契約書などのコピー
- 建築確認通知書のコピー又は増改築工事証明書
- サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票



◆不動産を持っていたら？

Q28

土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。

固定資産税や都市計画税がかかります。

(1) 固定資産税及び都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋などの所有者にかかる税金です。税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の1.4%です。

都市計画税は、都市計画法による市街化区域内にある土地及び家屋について、固定資産税で決められた価格に税率0.3%を上限として固定資産税とあわせて課税されます。

住宅に係る土地・建物については特例や減額制度があります。

(2) 空き家対策のための固定資産税等に関する措置

空き家対策の重要性から、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状況にある空家等（特定空家等）に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減の対象から除外されます。詳しくは各市区町村にお尋ねください。

Q29

土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。

家賃等は不動産所得となり、所得税がかかります。不動産所得は、次のように計算します。

不動産所得 = 不動産収入 - 必要経費

不動産収入 = 地代、家賃など土地や建物の貸付等による収入

必要経費 = 固定資産税や減価償却費等

青色申告の承認を受けることにより10万円の特別控除を受けることができます。さらに事業的規模、その他一定の条件を満たしている場合には、65万円の控除を受けることができます。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆不動産を売ったら？

Q30

土地や建物を売ったらどのような税金がかかりますか。

土地や建物を売った場合は譲渡所得となり、他の所得と区分して所得税と住民税がかかります（分離課税）。

譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 土地・建物を売った代金

取得費 = 土地・建物の購入代金、不動産登記諸費用（登録免許税を含む）、
不動産取得税など（建物は減価償却費を控除します）

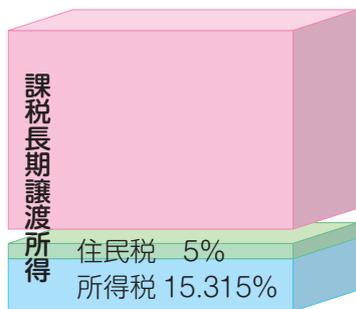
*取得費は実際の購入代金等に代えて売却価額の5%とすることもできます。

譲渡費用 = 土地・建物を売るために支出した仲介料、測量費、収入印紙代など

譲渡所得に対する税金は、譲渡があった年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるか否かにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して計算します。

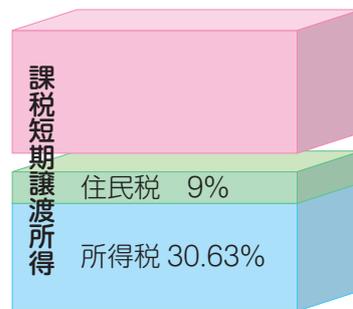
<長期譲渡所得の税金>

平成24年12月31日以前取得



<短期譲渡所得の税金>

平成25年1月1日以降取得



ひとくちメモ

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等を譲渡したときは、その譲渡した年の長期譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。

Q31

相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。

やはり譲渡所得に対する税金がかかりますが、下記の特例のいずれかを適用して、税負担を軽減できます。

(1) 相続税の取得費加算の特例

相続税の申告期限後3年以内に売った場合は、自身が納付した相続税額のうち、その譲渡した土地・建物に対応する相続税相当額を取得費に加算して控除することができます。

ただし、平成26年12月31日以前に相続又は遺贈により取得した土地・建物を譲渡した場合には、土地等については取得したすべての土地等に対応する相続税額を、建物についてはその建物に対応する相続税額を取得費に加算することができます。

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

亡くなった人が相続開始の直前に1人で住んでいた一定の建物・土地等を相続した人が、相続した日から3年後の年の12月31日までに、それらを1億円以下で売った場合（平成28年4月1日から平成31年12月31日までの売却に限ります）、その譲渡所得から最高3,000万円を控除することができます。ただし、この特例の適用にはさまざまな要件があります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

Q32

マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。

譲渡所得から3,000万円の特別控除や、税率の軽減を受けることができます。

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

居住用財産とは、自分が住んでいる家屋とその敷地で国内にあるものをいいます。

次のような居住用財産を売ったときは、譲渡所得の計算上最高3,000万円の特別控除が受けられます。

$$\text{課税譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 3,000\text{万円}$$

- 自分の住んでいる家屋を売った場合、又は、自分の住んでいる家屋とともに、その敷地を売った場合
- 自分の住んでいた家屋が災害で滅失した後の敷地を、災害の日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合
- 住まなくなった家屋とその敷地を、住まなくなった日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合（平成30年の譲渡は平成27年1月2日以後の転居）

(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減

上記(1)の条件に加えて、売った年の1月1日で所有期間が10年を超えている場合は、下記の税率の軽減を重ねて受けることができます。

〈税率〉

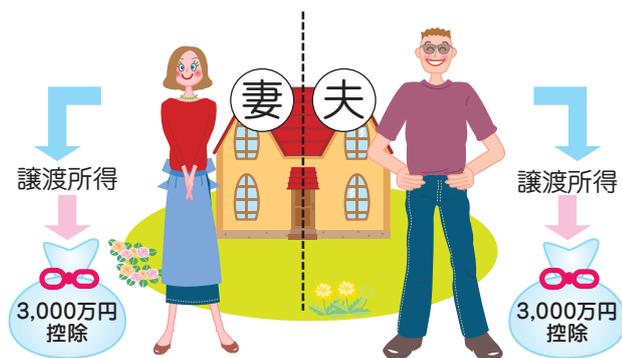
課税長期譲渡所得（特別控除後）			
6,000万円までの部分	所得税	10.21%	6,000万円超の部分
	住民税	4%	
		所得税	15.315%
		住民税	5%

Q33

夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。

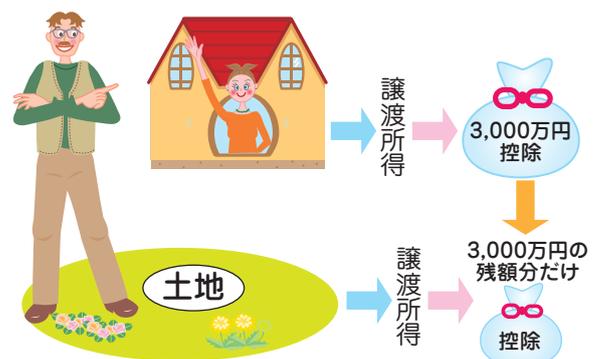
(1) 家屋と敷地が共有である場合

その共有持分に応じて譲渡所得を計算しますので、夫と妻各人で条件を満たしていれば、それぞれ3,000万円を控除することができます。



(2) 家屋と敷地を別々に所有している場合

土地の所有者が夫で、家屋の所有者が妻の場合、特別控除3,000万円について、まず家屋の所有者である妻の譲渡所得から差し引き、まだ控除残額がある場合には土地の所有者である夫の譲渡所得から控除することができます。



Q34

マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになり
ますか。

マイホームを売って、その代わりに新たにマイホームを取得した場合には、売ったときの金額と新たに購入した金額とを比較して譲渡所得を計算します。

(1) 買換え（交換）の特例

マイホーム(旧)の売却価額 \leq マイホーム(新)の取得価額 → 譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで課税は繰り延べられます。

マイホーム(旧)の売却価額 $>$ マイホーム(新)の取得価額 → その超える部分について、長期譲渡所得として課税されます。

(2) 特例の対象となる要件

- ・ 売った年の1月1日において、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超える居住用財産であること
- ・ 居住期間が10年以上であること
- ・ 平成31年12月31日までに1億円以下で売った場合など、他にもさまざまな要件があります。

* Q32の3,000万円特別控除・税率の軽減の特例と、上記の買換えの特例は、どちらかの選択適用になります。

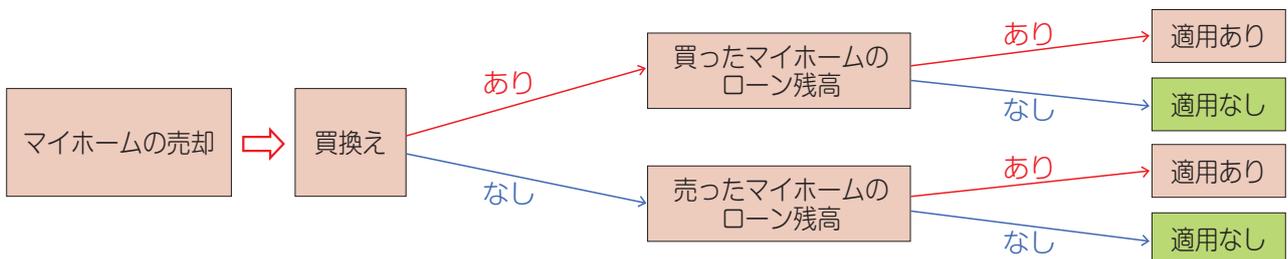
* Q32又は上記の特例を適用した場合は、一定期間、住宅ローン控除（Q27）の適用を受けることができません。



Q35

マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。

平成31年12月31日までに、売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるマイホームを売って損失が出た場合には、一定の要件のもとで、その損失を他の所得から差し引く（損益通算）ことができ、さらに控除しきれない損失は、翌年以後3年間、各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年分を除く）の所得から繰越控除することができます。



* 損益通算及び繰越控除することができる譲渡損失額の計算方法は、要件によって異なります。

Q32、34、35の特例は
売却先が配偶者や直系親族など特別関係者の場合は適用できません。また過去にこれらの特例を適用していた場合、特例の適用が受けられないことがあります。

ひとくちメモ

マイホームの譲渡所得の特例を受ける場合は、納税額がなくても確定申告が必要です。

なお、確定申告書には一定の記載、一定の書類の添付が必要です。

詳しくは税理士にご相談ください。

贈与の税金

◆財産をもらったら？

Q36

父から現金の贈与を受けました。税金はどのようになりますか。

- (1) 個人から、通常必要と認められる生活費や教育費を超える財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた人に対して贈与税がかかります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額から、**基礎控除額110万円**を控除した残額に一定の税率を掛けて、贈与税額を計算します（下記速算表参照）。これを**暦年課税制度**といいます。
- (2) 贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

* 複数の人から贈与を受けた場合には、それらを合計した額で計算します。

<贈与税の速算表>

右記以外の贈与 (一般税率)			20歳以上の人への、父母・祖父母等からの贈与 (特例税率) (※)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

※年齢は、その年の1月1日で判定。

<20歳以上の人から1,000万円の贈与を受けた場合>

贈与者	叔母	父
①課税価格 (1,000万 - 110万)	890万円	890万円
②税率	40%	30%
③控除額	125万円	90万円
①×② - ③ = 贈与税額	231万円	177万円

ひとくちメモ

土地・建物等の贈与を受けた場合には、不動産取得税・登録免許税がかかります。

Q37

「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

「相続時精算課税制度」は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は(1)の要件を満たした場合に贈与をする父母や祖父母ごとに選択できます。

(1) 要件（年齢は、その年の1月1日で判定）

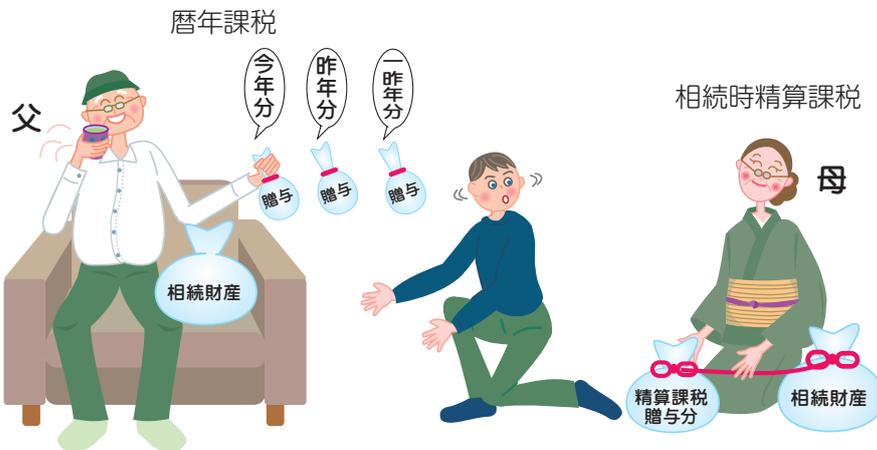
贈与する人は60歳以上の父母や祖父母

贈与を受ける人は20歳以上の子や孫

(2) 贈与税の計算

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額}(\ast) = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(※) 2,500万円－前年までに使用した特別控除額



詳しくは税理士にご相談ください。

ひとくちメモ

「相続時精算課税制度」を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更して110万円の基礎控除を受けることができません。慎重に選択しましょう。

◆自宅を妻に贈与したら？

Q38

自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。

配偶者へ居住用不動産等を贈与した場合、**配偶者控除2,000万円**と基礎控除額110万円を合わせて2,110万円までは贈与税がかかりません（不動産取得税・登録免許税はかかります）。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ① 婚姻期間が20年以上（内縁関係は除く）であること。
 - ② 贈与された年の翌年3月15日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
 - ③ 贈与された年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告をすること。
- 申告に必要な添付書類等の詳細は、税理士にご確認ください。



◆子や孫に贈与したら？

Q39

子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法がありますか。

結婚、子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の子や孫が、父母、祖父母から結婚、子育て資金を一括して贈与を受けた場合は、1,000万円（結婚費用として支出するものは300万円限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、受贈者が50歳に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税がかかります。

また、贈与者が亡くなった時に残額がある場合には、その残額は贈与者の相続財産になります。

Q40

息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないでしょうか。

住宅取得等資金贈与の非課税制度があります。

平成27年1月1日から平成33年12月31日までに、20歳以上の子や孫（その年の合計所得金額2,000万円以下の人）が父母、祖父母から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合、次の非課税限度額を、暦年課税の基礎控除額もしくは相続時精算課税の特別控除額に上乗せすることができます。なお、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期によって限度額が異なります。

平成26年以前に、この旧非課税制度の適用を受けている場合には、受けることができません。

1. 住宅に含まれる消費税等の税率が10%である場合の非課税限度額

住宅取得等の契約締結日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成31年4月1日～平成32年3月31日	3,000万円	2,500万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,500万円	1,000万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	1,200万円	700万円

2. 上記1以外の場合の非課税限度額

住宅取得等の契約締結日	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年1月1日～平成32年3月31日	1,200万円	700万円
平成32年4月1日～平成33年3月31日	1,000万円	500万円
平成33年4月1日～平成33年12月31日	800万円	300万円

*良質な住宅用家屋とは省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性を備えた住宅



詳しくは税理士にご相談ください。

Q41

孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、贈与税がかからない贈与の方法はありますか。

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の子や孫が、父母・祖父母から教育資金を一括して贈与を受けた場合には1,500万円（学校等以外に支払う金銭は500万円が限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、子や孫が30歳に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税がかかります。

◆生命保険金を受け取ったら？

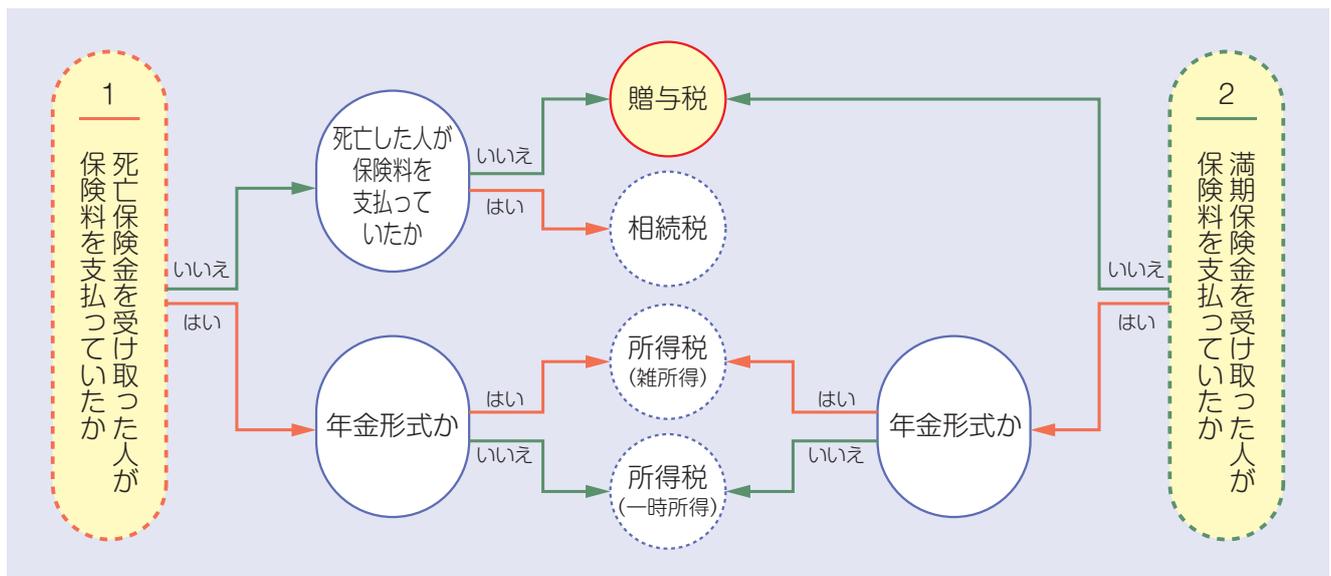
Q42

母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はかかりますか。

贈与税がかかります。

生命保険金の受取人には、契約内容により異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った金額が基礎控除額の110万円を超えるときには贈与税がかかります。



◆離婚で財産分与を受けたら？

Q43

離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。

離婚して、慰謝料や財産を受け取った場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。しかし、金銭でなく土地や建物などの不動産で受け取った場合には、不動産を受け取った人には贈与税はかかりませんが、渡した人には不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。

相続の税金

◆相続があったら？

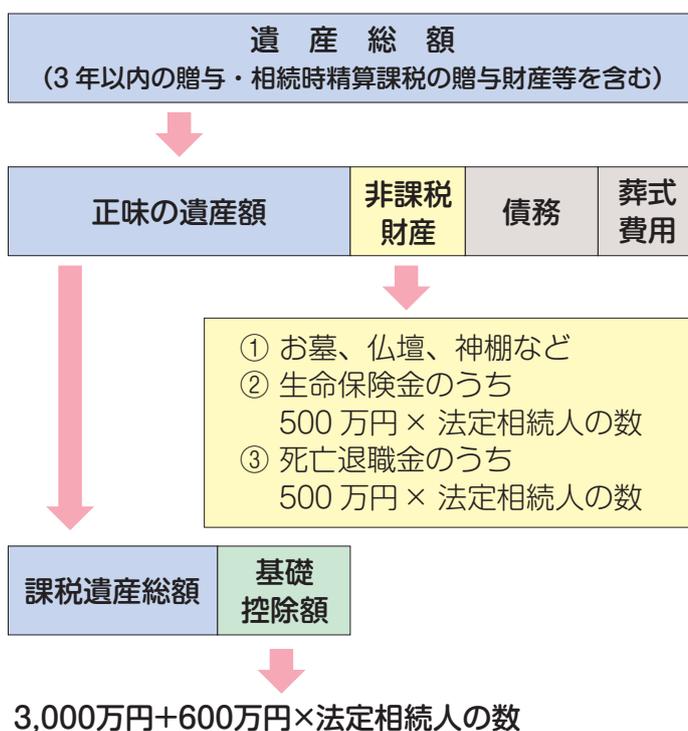
Q44

相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。

相続税は、死亡した人（被相続人）の財産を相続したときや、遺言によって財産を取得したときに、取得した人が納める税金です。

下の図の正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合、相続税はかかりませんが、超える場合は相続税の申告が必要です。この場合、相続税の総額は実際の遺産分割にかかわらず、各相続人が法定相続分で財産を取得したものとして計算します。

相続税のしくみ



法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がいない場合		
子も親もない場合		

*相続税を計算する場合の法定相続人の数は、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合は、その放棄はなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

Q45

遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合はどうなりますか。

遺言書どおりに分割する指定分割と、相続人全員で協議して分割を決める協議分割があります。協議分割には相続人全員の出席と同意が必要です。

申告した後に分割のやり直しをすると、分割し直した遺産について、相続人間で贈与があったものとして、もらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは慎重に行ってください。

◆相続税の申告は？

Q46

相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。

相続が開始したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から**10か月以内**に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告し、相続税を納付する必要があります。

申告書を提出する人が2名以上いる場合は、共同で作成した申告書を連名で提出することができます。なお、遺産の分割が確定しない場合でも、提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

税理士はすべての税の相談に応じます。
相続税の申告手続きだけでなく、事前の相談こそが「転ばぬ先の杖」といえるでしょう。



Q47

事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。

お父さんが亡くなった日の翌日から**4か月以内**に、相続人がお父さんの確定申告をし、納税しなければなりません。これを**準確定申告**といいます。お父さんが生前に確定申告書を提出していた税務署に相続人全員の連名で提出します。

また、相続人が事業を引き継いで、青色申告（Q19参照）を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等をする必要があります。

Q48

遺留分とはどのようなものですか。

遺留分とは民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

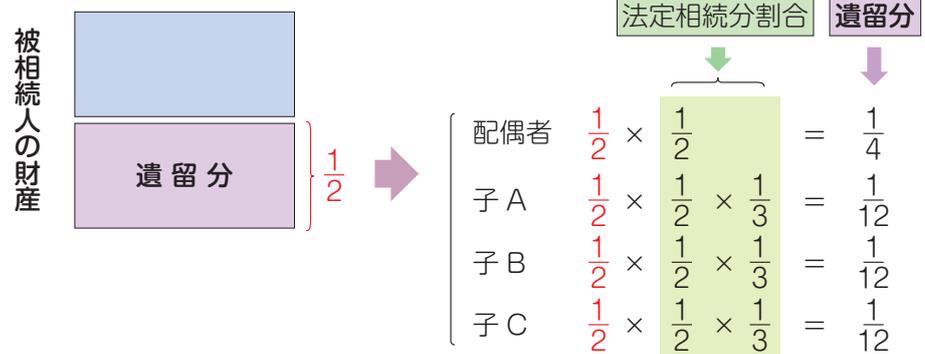
その割合は、(1) 相続人が親・祖父母のみの場合は、財産の1/3

(2) 配偶者のみ、子のみ、配偶者と親・配偶者と子の場合は、1/2

なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言書の作成をする場合は、相続人の遺留分についても配慮が必要です。

例) 相続人が配偶者と子供3人の場合の各相続人の遺留分



◆相続税の計算は？

Q49

相続税はどのように計算されるのでしょうか。

具体的に相続税の計算をしてみましょう。

【例】

- ・被相続人：夫（平成30年1月死亡）
- ・相続人：妻、長男、長女の3人
- ・遺産の内訳は以下のとおり

現金・預金・株式	5,000万円
土地・建物(小規模宅地等の特例適用後)	6,000万円
生命保険金 5,000万円－1,500万円	3,500万円
死亡退職金 2,000万円－1,500万円	500万円
その他	600万円

遺産総額	1億5,600万円
債務(借入金)	△500万円
葬式費用	△300万円

① 正味の遺産額	1億4,800万円
② 遺産に係る基礎控除額	△4,800万円
③ 課税遺産総額(①－②)	1億円

	(60歳)	(26歳)	(17歳)
④	妻 $(\frac{1}{2})$ 5,000万円	長男 $(\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})$ 2,500万円	長女 $(\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})$ 2,500万円

	(×税率)	(×税率)	(×税率)
⑤	800万円	325万円	325万円
相続税の総額 1,450万円			

⑥	妻 $(\frac{1}{2})$ 725万円	長男 $(\frac{1}{4})$ 362.5万円	長女 $(\frac{1}{4})$ 362.5万円
---	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------

⑦	配偶者の税額軽減 △725万円	未成年者控除 △30万円
---	--------------------	-----------------

⑧	妻 0円	長男 362.5万円	長女 332.5万円
---	------	------------	------------

過去に相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与財産の価額も、遺産額に加算して計算することになりますので、注意してください(Q37参照)。



① 正味の遺産額

$$1億5,600万円 - 800万円 = 1億4,800万円$$

② 遺産に係る基礎控除額

$$3,000万円 + (600万円 \times 3人) = 4,800万円$$

③ 課税遺産総額

$$1億4,800万円 - 4,800万円 = 1億円$$

④ 法定相続分で按分

$$1億円 \times \frac{1}{2} = 5,000万円(妻)$$

$$1億円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2,500万円(長男、長女)$$

⑤ 相続税の総額の計算

$$5,000万円 \times 20\% - 200万円 = 800万円(妻)$$

$$2,500万円 \times 15\% - 50万円 = 325万円(長男、長女)$$

$$800万円 + 325万円 \times 2 = 1,450万円$$

⑥ 各人の相続税額 (例: 法定相続分どおり遺産を分割した場合)

$$1,450万円 \times \frac{1}{2} = 725万円(妻)$$

$$1,450万円 \times \frac{1}{4} = 362.5万円(長男、長女)$$

⑦ 税額控除の計算

$$\begin{aligned} \text{配偶者の税額軽減} & 1,450万円 \times \frac{7,400万円}{1億4,800万円} = 725万円 \\ \text{未成年者控除} & 10万円 \times 3年(20歳 - 17歳) = 30万円 \end{aligned}$$

⑧ 納める税金の合計

$$妻0円 + 長男362.5万円 + 長女332.5万円 = 695万円$$

(1) 相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

(2) 相続税額の2割加算

親、子、配偶者以外の方が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。

(3) 相続税額の控除

① 配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や、財産形成などへの貢献を配慮した規定です。

その相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額以下、又は1億6,000万円までの金額については、配偶者に相続税はかかりません。

② 未成年者控除

相続人の年齢が20歳未満のときは、20歳に達するまで、1年につき10万円が相続税額から控除されます。

③ 障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、85歳に達するまで、1年につき10万円（特別障害者20万円）が相続税額から控除されます。

④ 贈与税額控除

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与の時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。



ひとくちメモ

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の減額などの特例を適用した場合には、税額は0円となっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。

このように、相続税の計算は大変複雑です。詳しいことは税理士にご相談ください。

Q50

相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。

相続税は金銭で一度に納めるのが原則ですが、それが困難な場合には、分割払いの延納や相続で取得した財産で物納することもできます。ただし、税務署に申請し、許可を受けなければなりません。

申請には多くの書類が必要になりますので、税理士に事前に相談して確認してください。

Q51

相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。

	区 分	具 体 的 内 容
相続税がかかる財産	本来の相続財産となるもの	被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権などの財産
	相続財産とみなされるもの	被相続人の死亡に伴い支払われる退職金や生命保険金
	相続財産に加算されるもの	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産 相続時精算課税制度を適用した場合の贈与財産 ただし、贈与税の配偶者控除・住宅取得資金の非課税の特例を受けた財産については、加算されません
かからない財産	非課税財産	①墓所・霊びょう、仏壇・神棚など ②生命保険金のうち 500万円 × 法定相続人の数 ③死亡退職金のうち 500万円 × 法定相続人の数
控除するもの	債務・葬式費用	未払いの税金や借入金などの債務 通夜や葬式にかかった費用 ただし、香典返しや法要の費用・墓地購入代金などは含まれません

Q52

土地・建物はどのように評価されますか。

(1) 土地

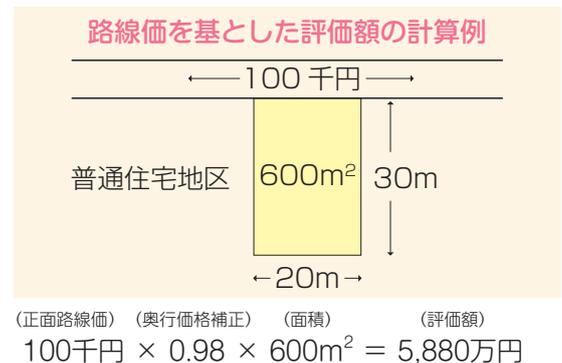
・土地は路線価方式又は倍率方式で評価します。

①路線価方式

その土地の面している道路に1m²当たりの評価額が付されており、この評価額に面積を乗じて計算する方法です。土地は、その立地や形状、利用状態などにより、評価額の補正を行う場合があります。

②倍率方式

その土地の固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算する方法です。



路線価および倍率は、路線価図や評価倍率表に掲載されており、国税局ウェブサイトでご覧いただけます。

・被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、その利用区分により80%又は50%評価額が減額される小規模宅地等の特例があります。

この特例は、用途や利用者に応じて減額できる範囲が限られます。また、この特例を受ける土地に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることはできません。

(2) 建物

建物は固定資産税評価額で評価します。アパートや貸家など賃貸している建物については、借家権相当額を減額して計算します。

詳しくは税理士にご相談ください。

◆相続税の申告・納付までのスケジュールは？

Q53

相続税の申告・納付までのスケジュールを教えてください。

相続は、肉親の突然の死亡により、葬儀をはじめ、さまざまな手続が必要となり、相続税の申告期限までが短く感じるものです。

また、相続財産の把握や評価に時間がかかる場合もありますので、申告手続きは、できるだけ早めに、相続人全員の協力のもとに円滑に進めるようにしましょう。

死亡の日（相続開始の日）		月	日	
<p>《確認すること》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎遺産や債務の調査・概要把握（Q51 参照） ◎葬式費用の領収書等の整理・保管 ◎遺言書の有無の確認 ◎相続人の確認 ◎遺産の評価・鑑定 ◎遺産分割協議書の作成 ◎遺産の名義変更手続き ◎相続税申告書の作成（10 か月以内） ◎納税資金の準備 *分割協議・名義変更手続きについては、相続人や相続財産の把握が難しくならないよう、早めに行うことが肝要です。 	《スケジュール》			
	7 日以内			
	死亡届の提出：死亡診断書を添付して 市区町村長に提出		月	日
	3 か月以内			
	相続の放棄又は限定承認：家庭裁判所に申述		月	日
4 か月以内				
準確定申告：被相続人の死亡の日までの 所得税・消費税の申告をする（Q47 参照）		月	日	
10 か月以内				
相続税の申告と納税：延納、物納の申請も 同時に行う（Q46、50 参照）		月	日	

申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本又は図形式の「法定相続情報一覧図の写し」（これらのコピーも可）
- ②遺言書、遺産分割協議書のコピー
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図のコピー
- ⑥固定資産評価証明書など
- ⑦相続人全員のマイナンバーカード等のコピー など



遺産分割のときには納税資金についても考慮すべきですね！

税理士は税務の専門家です。相続対策はもちろん、相続税の納税方法や遺族の生活設計等、早めにご相談ください。

税理士はあなたの頼れるパートナー

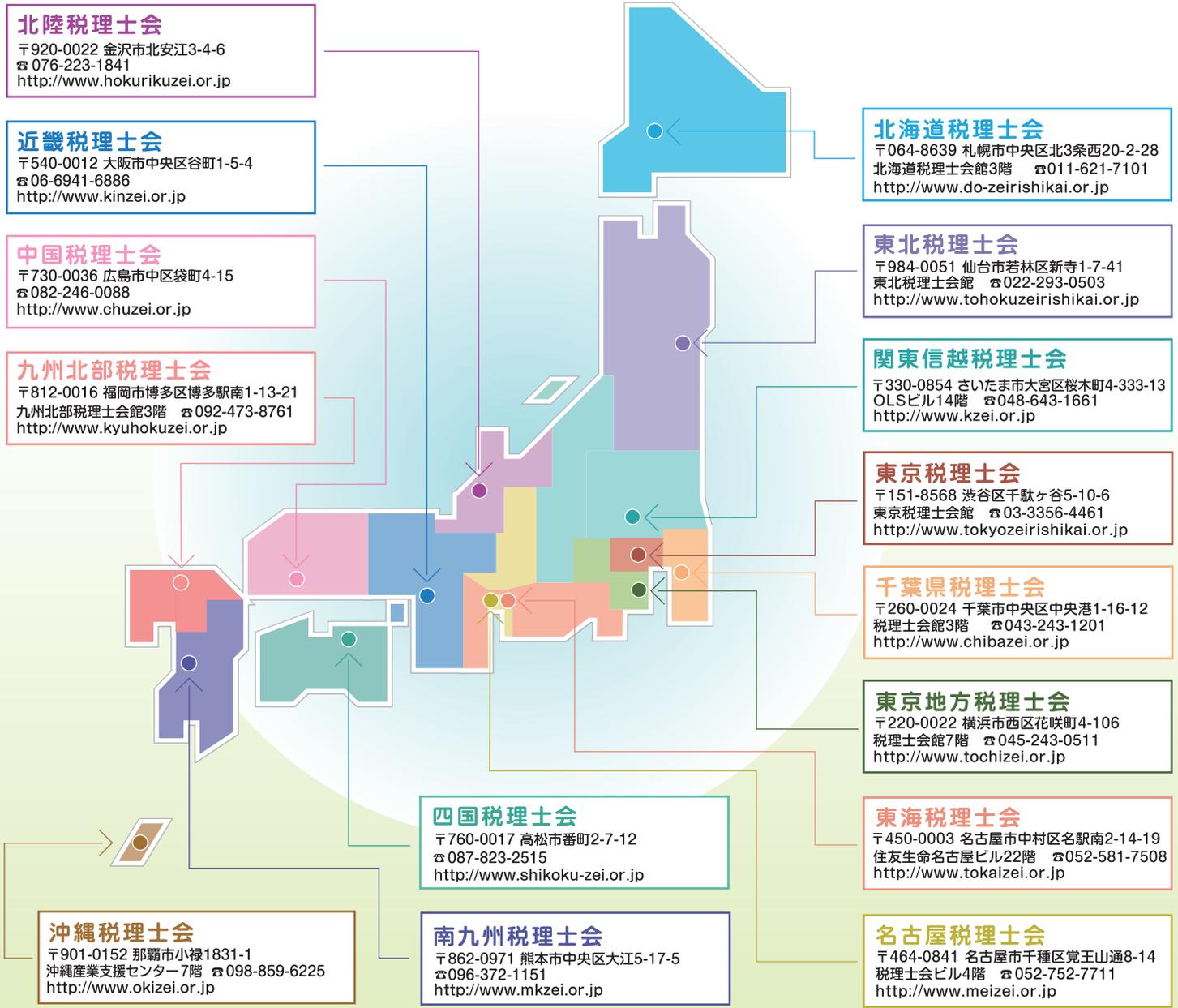
税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。

いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、いつでも気軽に税理士にご相談ください。

税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。



【税理士でない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、日本税理士会連合会が備える税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手続きをしていない人は税理士業務はできません。税理士でない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、税理士でない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。

税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



信頼のバッジ

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます(税理士法第38条)。安心してご相談ください。